

エネルギー価格・物価高騰及び価格転嫁対策に関する要望（案）

● 要望項目

内閣府 経済産業省 財務省 P 2	1. エネルギー価格等の高騰対策
内閣府 財務省 P 3	2. 行き過ぎた円安の改善につながる金融・為替政策
内閣府 経済産業省 国土交通省 P 4	3. 地域の経済情勢への対応
農林水産省 P 5	4. 農業者・漁業者等への支援
内閣府 厚生労働省 P 7	5. 医療機関・社会福祉施設等への支援
厚生労働省 P 7	6. 生活困窮者への支援

<凡例>

- 「提案・要望事項」欄 今回要望（案）を記載している。
「国予算等の状況」欄 全国枠の金額（単位：億円）である。
[R6 補] = 令和6年度補正予算に計上

提案・要望事項	国予算等の状況（単位：億円）			
	事項	R7 当初予算等	R8 概算要求	R8 予算案等
1. エネルギー価格等の高騰対策 〔政策企画局・総務部・地域振興部・商工労働部〕 社会経済活動の基盤となる電気、ガス、ガソリンや灯油等のエネルギー価格の高騰は、県民生活や、農林水産業、商工業、地域経済を支える地域公共交通・貨物運送事業者などの幅広い業種の企業活動に多大な影響を及ぼしている。 地方においても地域の生活・経済を守るべく、生活者支援、事業者支援等の地域の実情に合った効果的できめ細かな施策を実施し、物価高騰等に対応してきたが、円安や予期しない国際情勢の変化などにより、電気やガスの価格が高騰する、あるいは、ガソリン等の価格高騰が続くと、個人の生活や事業者の経営に一層影響を及ぼすことから、次のとおり対策を行うこと。 (1) エネルギー価格の高騰に対する負担軽減策については、エネルギーの種別に関わらず価格高騰の状況に応じて支援を継続するなど、国として責任を持って機動的に実施すること。 また、エネルギー価格の高騰は全国的な課題であるため、支援を実施する場合はL Pガス及び特別高圧電力についても、電気料金（高圧・低圧）・都市ガス料金の価格高騰対策と同様に、国が全国統一的な対策を講じること。	・電気・ガス価格激変緩和対策事業 ・燃料油価格激変緩和事業 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	[R6 補]3, 194 [R6 補]10, 324 [R6 補]10, 908 低所得世帯支援枠 4, 908 推奨事業メニュー分 6, 000		

(2) 地域の実情に応じた対策を講じることができるよう、引き続き交付金等の自由度の高い財源を措置するとともに、適正な事業期間で効果的な施策を展開するため、地方に対する交付金の繰越要件の緩和や対象事業の拡大等の機動的な運用、手続きの簡素化などを図ること。 また、電気料金（高圧・低圧）・都市ガス料金に係る支援が継続され、L P ガス及び特別高圧電力への国の一律支援が実施されない場合、速やかに交付金を追加で措置すること。その際、交付金の総額については十分に確保すること。				
2. 行き過ぎた円安の改善につながる金融・為替政策〔政策企画局〕 行き過ぎた円安は、エネルギー価格や物価の高騰を招き、国民の生活や、中小企業・小規模企業者など多くの企業の経営に悪影響を及ぼしている。また、物価上昇は実質賃金の減少にもつながっている。 特に、中小企業・小規模企業者の比率が高い地方においては、十分な価格転嫁が行えず、円安による物価高に負けない賃上げが進まないことから、大都市以上に実質賃金が減少し、若者の将来不安がより大きくなり、大都市への転出に拍車をかけていると考えられる。 したがって、実効性のある為替政策を行うほか、日本銀行において、円安の原因となっている日米の金利差の圧縮につながる金利の適切な引上げを含めた金融政策が行われるよう連携することなどにより、行き過ぎた円安の改善に取り組むこと。	—			

3. 地域の経済情勢への対応〔商工労働部・土木部〕 (1) 県内企業においては、エネルギー価格・原材料価格の高騰が利益を圧迫し、大変厳しい経営環境にある。また、全国的には好業績を上げている大企業を中心に物価の高騰に対応する賃上げが実施されているが、地方の中小企業等においては、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできておらず、賃上げの実現は難しい状況にある。 また、コスト上昇分の価格転嫁が十分にできていない中での最低賃金の大幅な引上げは、中小企業・小規模企業者の給与全体へ影響を及ぼすなど経営に過度な負担となり、とりわけ、小規模企業者の事業継続や雇用継続を阻害しかねない。 さらに、米国の関税措置により、輸出産業を中心として、国内産業や経済への影響が非常に強く懸念されている。 ついては、次のとおり対策を行うこと。 ① 県内中小企業・小規模企業者の持続的な経営のためには、コスト上昇分を価格転嫁できる取引環境を早急に整える必要があることから、発注企業に対する働きかけや立入調査等の取締体制の強化など、国として責任を持って実効性のある価格転嫁対策を講じること。 ② 下請代金支払遅延等防止法違反により勧告を受けた企業等については、過去に遡って調査を行うなど、同法及び独占禁止法に基づく措置や行政指導を含め、可能なあらゆる手段を講じること。 ③ 可能な限り多くの中小企業・小規模企業者が各種の助成金等を受給し、最低賃金引上げへの対応ができるよう、十分な予算を確保し、生産性向上への支援の一層の強化に取り組むこと。 特に小規模企業者が、中小企業省力化投資補助金やものづくり補助金などの国の助成金を活用しやすくなるよう、要件を緩和すること。	・中小企業取引対策事業の関係項目 ・中小企業生産性革命推進事業	29 [R6 補]8 [R6 補]3,400	
--	--	---	--

④ 米国関税措置への対応として、国内の産業や経済への影響を最小限にするよう、米国政府に対し、見直しを求めるとともに、随時、日本経済への影響を分析し、状況等を分かりやすく正確に国民に伝えること。その分析を踏まえた対策を早急に躊躇なく検討・実施すること。 また、輸出関連の大企業が、今回の関税措置による減収・減益をカバーするために、部品等の納入企業に対して値下げを要請したり適切な価格転嫁を拒んだりすることがないように、監視を強化・徹底すること。 (2) エネルギー価格・物価の高止まりが続いている上、全国的な賃上げの動きにより、地方の中小企業等においては資金繰りの深刻化が懸念される。また、政策金利の上昇により中小企業者等の借入金利の上昇が見込まれることから、信用保証料を含めると事業者負担が大きくなる。 ついては、令和7年3月に創設され、令和9年度末まで措置されることとなっている「協調支援型特別保証」について、令和7年度の信用保証料補助率を令和8年度及び令和9年度も継続するなど、信用保証料の引下げを行うこと。 (3) 昨今の物価の高騰により、予定していた規模の工事が出来なくなるなど公共工事への影響が懸念されるため、国土強靱化実施中期計画などにおいて必要な予算を確保すること。				
4. 農業者・漁業者等への支援〔農林水産部〕 (1) 燃油・肥料や配合飼料等の高騰が農業者・漁業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、以下の措置を講じること。 ① 価格が高止まりしている化学肥料の代替として、堆肥や汚泥を含む国内資源の活用を推進すること。他方、化学肥料を全て代替することは困難なため、化学肥料原料を安定的に確保するとともに、価格急騰時の補填制度を創設すること。	・施設園芸等燃料価格高騰対策事業	[R6 補]29		

② 漁業経営セーフティネット構築事業について、長引く原油価格の高止まりにより、補填基準価格は上昇し続けており、補填額の減少が懸念される。また、燃料油価格激変緩和対策事業は継続されているものの、燃油価格動向は不透明であることから、漁業経営への影響を注視し、必要に応じて漁業者の負担を軽減させる措置を講じること。	・漁業経営セーフティネット構築事業	9 [R6 補]321	
(2) 資材高騰下でも経営の継続を確保するとともに、将来にわたる食料の安定供給という観点から国産農水産物の生産を拡大するため、省エネ技術の導入や、コスト削減・省力化など生産性向上につながる生産基盤の整備等への支援を強化すること。	・産地生産基盤パワーアップ事業 ・強い農業づくり総合支援交付金 ・肥料の国産化・安定供給確保対策 ・飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援 ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業) ・飼料増産・安定供給対策	[R6 補]110 120 1 [R6 補]64 56 [R6 補]371 18 [R6 補]133	
(3) エネルギー価格・物価高騰の終息が見通せない状況にあることから、農林漁業セーフティネット資金に係る特例措置を延長すること。	・株式会社日本政策金融公庫補給金	181	
(4) 肥料、飼料、燃油等資材価格が高止まりする一方で、農水産物への価格転嫁は進んでおらず、経営の先行きが見通せない状況が続いている。再生産が可能となる適正な価格形成の仕組みの構築のほか、賃金引上げ等消費者の購買力向上に向けた環境整備とともに、国産農産物や有機農産物の消費拡大に向けて、その価値が国民に的確に理解される取組を積極的に行うこと。	・円滑な価格転嫁に向けた適正取引推進・消費者理解醸成対策事業 ・消費者理解醸成・行動変容推進事業 ・和牛肉需要拡大緊急対策事業	1 [R6 補]6 1 [R6 補]170	

5. 医療機関・社会福祉施設等への支援〔健康福祉部〕 物価やエネルギー価格の高騰が続く中、医療機関・薬局、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、保育施設、児童養護施設・保護施設等において、施設の運営に対する影響が継続している。 これまでに実施された物価高騰対策や、令和6年度の診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の改定は、昨今の従事者の賃金水準の上昇、食材料費を含む物価やエネルギー価格の高騰への対応としては不十分であり、かつ、公定価格のため自ら価格を決定することができず、価格転嫁をすることができないため、経営に大きな影響を与えている。 診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬を遡及して再改定するなど、人口減少や高齢化の進展といった地域の実情を踏まえ、地域の医療機関・社会福祉施設等を守り、維持することにつながるよう必要な対策を講じること。	—			
6. 生活困窮者への支援〔健康福祉部〕 長期に渡る物価高騰の影響を受け、より厳しい状況に立たされている生活困窮者に対し、実情に十分配慮した効果的な支援策が実施できるよう検討するとともに、各自治体が行う生活困窮者自立支援事業に対する国庫補助率の引上げなど、十分な財政措置等を講じること。	—			

エネルギー価格・物価高騰及び価格転嫁対策に関する要望（令和６年度実施）措置状況

重点要望項目	達成	一部達成	達成されず	具体的な内容
エネルギー価格等の高騰対策		○		- 令和６年度補正予算において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が１兆908億円、措置され、また、電気・ガス価格の激変緩和対策事業として3,194億円、燃料油価格激変緩和対策事業として1兆324億円が措置された。 - ＬＰガス及び特別高圧電力への価格高騰対策について、国が全国統一的な対策を講じることを求めていたが、実現しなかった。
行き過ぎた円安の改善につながる金融・為替政策		○		- 平成20年代後半以降、１ドル110円前後で推移してきた為替相場は、令和４年春頃から急速に円安が進み、令和５年秋には150円、令和６年夏には160円の水準となり、その後も円安水準が継続している。 - 政府・日銀は令和６年７月に円買い・ドル売り介入を実施した。また、日銀は政策金利を令和６年７月に0.25%に引き上げたほか、令和７年１月には0.5%まで引き上げた。
地域の経済情勢への対応		○		（価格転嫁対策） - 下請法改正案では、中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に契約の額を決定し、利益を不当に害する行為を禁止する規定が新設された。 - また、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに代金を減額された場合、下請代金の支払遅延の取扱いについて、その減額分に対しても遅延利息が適用されるよう対象が拡大された。 - 中小企業省力化投資補助金の補助対象が拡大され、個別現場の設備や事業内容に合わせた設備導入・システム構築ができるようになった。 （資金繰り対策） - 令和６年７月に創設された「経営力強化保証」の信用保証料率の引下げは実現しなかったが、信用保証料率を引き下げた「協調支援型特別保証」が令和７年３月に創設された。

重点要望項目	達成	一部達成	達成されず	具体的な内容
地域の経済情勢への対応（続き）		○		（公共工事の予算確保） - 令和6年度国土交通省関係補正予算において、「日本経済・地方経済の成長～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」、「物価高の克服～誰一人取り残されない成長型経済への移行に道筋をつける～」及び「国民の安心・安全の確保～成長型経済への移行の礎を築く～」の三つの柱について、国費1兆9,126億円（公共）の経費が計上された。 - このうち、島根県及び県内市町には、直轄事業と補助事業を合わせて事業費334.1億円、社会資本整備総合交付金は事業費29.6億円、防災・安全交付金は事業費103.7億円が配分された。
農業者・漁業者等への支援		○		- 肥料価格の高騰対策は、令和4年度予備費において令和5年春肥までの補填対策及び化学肥料低減の取組への支援金が措置されたが、価格の動向は依然、不透明な状況。 - 価格急騰時に補填対策を講じることが「食料・農業・農村基本法」や「食料安全保障強化政策大綱」に位置付けられたものの、具体的な制度や施策が構築されていない。 - 施設園芸等燃油価格高騰対策については、令和6年度補正予算で前年度と比較して減額されたが、基金積み増し予算が措置された。 - 家畜用飼料価格の高騰については、令和6年度補正予算における「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が増額され、推奨メニューの一つに飼料価格高騰への支援が位置付けられた。（県としては、依然として高値で推移する配合飼料について、令和7年度も支援を継続） - 配合飼料価格安定制度の見直しについては、現行制度の範囲内で運用改善を図った上で、慎重に議論する必要があるとされた。 - 漁業経営セーフティネット構築事業については、国基金の積み増しは措置されたが、漁業者の負担軽減措置は講じられなかった。 - エネルギー効率や生産性の向上に繋がる施設整備等に対する支援については、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化や産地の生産基盤強化を推進するための新規事業が策定され、令和6年度補正予算及び令和7年度度当初予算において前年度を大幅に上回る予算が措置された。 - 農林漁業セーフティネット資金について、新型コロナウイルス感染症に関する貸付限度額の引上げは令和6年度末で終了。原油価格・物価高騰等に関する貸付限度額の引上げ、実質無利子・無担保の特例措置は令和8年3月末まで延長された。

重点要望項目	達成	一部達成	達成されず	具体的な内容
農業者・漁業者等への支援（続き）		○		国では、適正な価格形成に向けて、「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」及び「卸売市場法」の一部改正案を令和７年通常国会に提出。この中で、飲食料品等事業者が取引条件の協議に誠実に対応する努力義務、努力義務の実施を確保するための国による指導及び助言、勧告等の実施、国の認定団体が指定飲食料品等について費用の指標の作成・公表等を行うことなどを規定。
医療機関・社会福祉施設等への支援		○		（診療報酬） - 令和６年６月の診療報酬改定で措置されたものの、昨今の従事者の賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰に対し不十分。 - 令和６年度補正予算において、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」６,０００億円及び「人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージ」１,３１１億円が措置された。 - 診療報酬改定は２年に一度となるため、診療報酬の遡及改定などの必要な対策を求めている。 *参考：令和６年度改定 報酬改定率 ▲０．１１％（うち本体部分＋０．８８％、うち薬価・材料部分▲０．９９％） （介護報酬） - 物価高騰対策として、応援金支給のための交付金による財源措置がなされた。 - 令和６年４月の介護報酬改定では、昨今の従事者の賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰に対し不十分。 - 介護報酬改定は３年に一度となるため、介護報酬の遡及改定などの必要な対策を求めている。 *参考：令和６年度改定 報酬改定率 ＋１．５９％（うち介護職員処遇改善分 ＋０．９８％） 報酬改定の外枠として、光熱水費の基準費用額改定等による増収効果 ＋０．４５％相当

重点要望項目	達成	一部達成	達成されず	具体的な内容
医療機関・社会福祉施設等への支援（続き）		○		（障害福祉サービス等報酬） ・ 物価高騰対策として、応援金支給のための交付金による財源措置がなされた。 ・ 令和6年4月の障害福祉サービス等報酬改定では、昨今の従事者の賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰に対し不十分。 ・ 障害福祉サービス等報酬改定は3年に一度となるため、障害福祉サービス等報酬の遡及改定などの必要な対策を求めている。 ＊参考：令和6年度改定 報酬改定率　＋1．１２％ （公定価格：保育所等） ・ 公定価格のうち、管理費・事業費の改定なし。 ・ 物価高騰等に対する直接的な支援はなし。 （措置費：児童養護施設等） ・ 措置費単価は、前年度の物価水準等を反映し、年度ごとに単価改正を行う仕組み。 ・ 令和6年度の措置費単価は、令和5年度の物価水準等が反映されているが、どの程度反映されているか、今般の急激な物価高騰に対応できているかは不明。
生活困窮者への支援		○		・ 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金において、住まい支援の強化を図るため、自立相談支援機関への「住まい相談支援員」の配置加算や、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金において、就労準備支援事業・家計改善支援事業への過疎地域加算の導入など、体制強化に向けた財政措置が図られた。